

社会福祉法人宮城緑風会 役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人宮城緑風会（以下「法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事、監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第2条 役員等には、次のとおり報酬等を支給する。

- （1） 法人の会長及び常勤の役員（以下「会長等」という。）については、勤務実態に応じて報酬を支給する。
- （2） 非常勤の役員等については、業務に応じた報酬を支給する。
- （3） 前各号の規定において、法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、本規程に基づく報酬は支給しない。
- （4） 役員等が職務のため出張をしたときには、旅費を支給する。

（報酬等の算定方法）

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による区分に応じて定めるものとする。

- （1） 会長等の報酬については、別表第1に定める額とする。
- （2） 非常勤の役員等に対する報酬は、別表第2に定める会議等に出席した日の属する月の翌月に支給するものとし、支給の方法については職員の例による。
- （3） 役員等に対する旅費は、職務のため出張した都度、支給する。
- （4） 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（公表）

第4条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（変更）

第5条 この規程の変更は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月13日（平成29年度定時評議員会承認の日の翌日）から施行し、平成29年4月1日からこの規程の施行の日までは、なお従前の例による。
- 2 月額をもって支給する報酬にかかる第3条の規定による算定方法については、平成29年7月1日から適用する。

- 3 社会福祉法人宮城緑風会理事、評議員、監事に対する費用弁償支給に関する規則（平成2年5月31日施行）及び社会福祉法人宮城緑風会役員報酬に関する規則（平成5年1月26日施行）は、この規程の施行をもって廃止する。

別表第1（会長等の報酬）

役職名	報酬の額
会長	月額 96,000円
常務理事	月額 60,000円（職員を兼務する場合は支給しない）
理事	月額 24,000円（職員を兼務する場合は支給しない）

別表第2（非常勤役員等の報酬）

（1）理事

業 務	報酬の額
理事会への出席 その他法人業務の会議への集積	日額 6,000円

（2）監事

業 務	報酬の額
監事監査への出席 理事会、評議員会への出席 その他法人業務の会議への集積	日額 6,000円

（2）評議員

業 務	報酬の額
評議員会への出席 その他法人業務の会議への集積	日額 6,000円